

「応能負担」の原則に立った税制への改革を求める意見書（案）

内閣府が発表した2015年度の実質国内総生産（GDP）の中で、個人消費は前年度比0.3%減となり、2014年度に続いて、戦後初めて2年連続のマイナスとなった。個人消費はGDPの6割を占める日本経済の中核である。一昨年の消費税8%への増税が国民の購買力を奪い、消費の落ち込みをもたらした結果であり、いまや日本経済は深刻な「増税不況」に陥っていると云わざるをえない。

安倍政権は国民には消費税増税を押し付ける一方で、大企業には法人税を連続的に引き下げ、2000年当時、30%だった法人税基本税率は、今年度は23.4%に、2018年には23.2%まで引き下げようとしている。さらに研究開発減税をはじめとした多くの優遇税制によって減税のバラマキが行われてきた。その結果、消費税創設以来、28年間の消費税収の累計額は327兆円にも達するが、法人3税は累計で270兆円も減収となっている。消費税の大半が法人税減収の穴埋めに消えてしまった勘定となる。

この間、富裕層への減税も繰り返されてきた。所得税・住民税、相続税・贈与税の最高税率の引き下げや、11年間続けられた証券優遇税制などによって減税の大判振る舞いが行われてきた。

税は能力に応じて負担する「応能負担」が原則である。所得課税では高所得者には高い負担、低所得者には低い負担を課す、利子・配当・不動産などの高額な資産所得を得ている富裕層にも応分の負担を課す、さらに最低生活費を侵す課税は許さないというのが憲法上から導き出される負担公平の原則である。

よって政府において、「応能負担」の原則に立った公正で民主的な税制へと転換するため、以下の点を強く求めるものである。

- 1 最悪の不公平税制である、消費税の10%への増税は、先送りではなく中止すること。
- 2 大企業優遇税制を抜本的に見直すこと。
- 3 所得税の最高税率を引き上げ、高額な株取引や配当への適正な課税を行うなど、富裕層への課税を強化すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月 日

茨城県議会議長 小 川 一 成

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長